

環境福祉経済委員会記録

平成24年11月21日

第二委員会室

本会議休憩中

15:30~15:40

1 病院局所管分

(1) 付託事件審査

① 議案第 84 号 光市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

【説明】 西村病院局経営企画課長

【質疑】

○西村委員

ただいまの説明ですが、給与月額 100 分の 3 の減額で、年額の影響額はいくらになりますかね。

○西村病院局経営企画課長

年額で申し上げますと、22 万 5,720 円の減額となります。これとは別に共済組合負担金の影響額がございまして、これが 1 万 4,292 円のマイナスとなりますので、人件費ということでは約 24 万円のマイナスとなります。

○西村委員

そうすると年額の給与はいくらになりますかね。

○西村病院局経営企画課長

約 1,580 万円でございます。

○西村委員

ボーナスはおいくらですかね。

○西村病院局経営企画課長

賞与については減額の対象とはなっておりません。給与月額だけでございます。

○西村委員

そうすると、1,580万円より他に、賞与ももらっているということですか。

○西村病院局経営企画課長

1,580万円は、賞与も含んだ額でございます。

○西村委員

賞与はいくらですか。

○西村病院局経営企画課長

約320万円でございます。

○西村委員

そうすると、320万円ですから、月額給与でいうと、1,260万円が100分の3の対象になるということで、22万円、まあ24万円ですね。減額されたものと、大方、符合するという事によろしいのですか。

○西村病院局経営企画課長

減額の対象となっているのは、月額の本給のみでございます。管理者の場合は、本給、期末手当の他に、地域手当、また扶養住居手当、また緊急手当等の手当がございます。

○西村委員

本給はいくらですか。

○西村病院局経営企画課長

議案書のP13にありますように、本給は62万7千円でございます。

○西村委員

本給のトータルはいくらですか。

○西村病院局経営企画課長

年額で申し上げますと、750万円です。

○西村委員

退職金は、管理者の場合には、4年に一度出ることになりますか。

- 西村病院局経営企画課長
4年に一度といいますか、4年間の任期が終わればと思います。
- 西村委員
その金額はいくらですか。
- 西村病院局経営企画課長
確かな数字は覚えておりませんが、700数十万円だと記憶しております。
- 西村委員
この100分の3の減額は、4年に一度の退職金に影響がありますか。
- 西村病院局経営企画課長
影響はございません。
- 西村委員
それはどうしてないのですか。
- 西村病院局経営企画課長
議案書P12の第5項に定めてございますが、退職手当に関する手当は、もとの本給で計算するということでございます。
- 西村委員
それは、どうしてももとの本給だけを対象に。何か根拠があるのですか。
- 西村病院局経営企画課長
この病院管理者の、給与の特例に関する条例につきましては、副市長等との給与の取り扱いと同じにしております。これに準じて定めていくということがあります。
- 西村委員
そうすると、4年間の病院局管理者が受け取るお金ですが、1,580万円が4年と、退職金で750万～60万円が1回ということ間違いはないですか。
- 西村病院局経営企画課長
そのとおりでございます。

○西村委員

そうすると、4年間の減額が、1年が24万円なので、約100万円を少しきるぐらいという認識でよろしいですね。

○西村病院局経営企画課長

そのとおりでございます。

○西村委員

質問を終わります。

【討 論】 なし

【採 決】 全会一致 「可決すべきもの」

以 上